

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 建設現場は「事業場外」？ —

Q: 事業場外労働のみなし労働時間制の要件にある事業場外労働について、会社以外の場所である自宅で仕事をする在宅勤務は事業場外労働になりますが、建設現場も会社以外の場所で仕事をしているので事業場外労働になるのでしょうか？

A: 労働基準法でいう事業は工場や事務所、店舗など一定の場所に関連する組織のもと業として継続的に行われる作業の一体とされ、主に場所の同一性で判断されます。企業全体ではなく場所的に分散する支店や工場それぞれを一つの事業とし、その事業が行われる場所が事業場になるのです。

一方、場所的に分散していても出張所や支店などの規模が著しく小さく、組織的関連や事務能力等から一つの事業という程度の独立性がないもの（例：新聞社の通信部等）は、直近上位の機構と一括して一つの事業として取り扱われます。

これに関し、「建設現場については、現場事務所があって、当該現場において労務管理が一体として行われている場合を除き、直近上位の機構に一括して適用する」という通達があります。これによると、現場事務所で労務管理が行われる場合はその現場が事業場になり、現場事務所がない場合は直近上位の機構である事業場に一括される（その事業場の一部とされる）ことから、建設現場は事業場外労働に該当しないと考えられます。

なお、在宅勤務者の自宅は通常「起居寝食など私生活を営む場所」であり、前述の新聞社の通信部などとは異なるので、仕事場所である自宅が直近上位の機構と一括された上で一つの事業場と判断されることはありません。本来所属している事業場の外で仕事をしているということです。



法改正ニュース（通達）

— 夫婦共同扶養の場合の被扶養者の認定 — (令和3年8月1日～)

夫婦とも被用者保険（健康保険、共済組合等）の被保険者の場合の扶養認定基準についてです（一方が国民健康保険の被保険者の場合もこれに準じます）。

- ①年間収入（過去・現時点・将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの）が多い方の被扶養者とする
- ②年間収入の差額が多い方の1割以内の場合、届出により主たる生計を維持する者の被扶養者とする。
- ③被扶養者として認定しない保険者等は決定にかかる通知を発出し、通知を受けた被保険者はもう一方の保険者等に当該通知を添えて届出をする。
- ④いずれの扶養とするか保険者間の協議が整わない場合は、初めて届出が提出された月の標準報酬が高い方（同額の場合は届出により主たる生計を維持する者）の被扶養者とする。
- ⑤年間収入の逆転に伴い被扶養者認定を削除する場合、年間収入が多くなった被保険者の保険者等が被扶養者として認定することを確認してから削除する。

最近のニュースから

雇用保険料の値上げを提案 財政審

財務省は、財政制度等審議会の会合で雇用保険料の引上げについて提案する。コロナ禍により雇用調整助成金の利用が急増したことや上限額の引上げ等を行ったことで、雇用保険料の財源問題が深刻化しているため。経済界では国の財政負担の引上げを求める声強い。2020年度の雇用調整助成金は、支給決定が2兆9,434億円、その内、国の一般会計の支出は6,930億円だった。